

11月11日に横浜でAPEC中小企業サミットを開催

▼「あまねく広がる成長」の実現を目指す

日本商工会議所は、APEC首脳会議が横浜で開催される機会を捉え、11月11日(木)にAPEC中小企業サミットを開催する。

APEC中小企業サミットでは、APECが首脳会議で取りまとめる予定の成長戦略の重要な要素である「あまねく広がる成長」との関連を考慮し、アジア太平洋地域の経済社会の基盤を支える中小企業にとって重要な課題である起業家精神、国際化、資金調達、イノベーション、人材育成ならびに女性の経済機会の促進などに焦点を当て、各国の閣僚からの中小企業育成策に関する講演、および中小企業経営者が創意工夫により困難を克服した経験に関する講演を予定している。

なお、女性や若手の経営者の方々にもスピーカーや各セッションのファシリテーターをお願いしている。

▼女性や若手経営者の積極的な参加を歓迎

サミットには、APEC参加21カ国・地域の政府、商工会議所、経済団体、中小企業、中小企業施策実施機関、金融機関などから400人程度の参加を見込んでいる。

会議終了後には、参加者同士の交流を深めてもらうため、横浜美術館においてレセプションを開催する。女性や若手の経営者の方々にもこの機会を有効に活用して頂きたいと考えている。

APEC中小企業サミットのホームページから参加登録ならびにホテル予約が可能。定員になり次第、参加登録受付を締め切るので、早めに申し込みを行ってほしい。

1. 日 時： 平成22年11月11日(木) 9:00~18:30
2. 場 所： 横浜ロイヤルパークホテル「鳳翔」(宴会棟3階)
(横浜市西区みなとみらい2-2-1-3)
※会議終了後、横浜美術館においてレセプションを開催
3. 定 員： 400人(定員に達し次第、参加登録の受付締め切り)
4. 登 録 費： 1人3万円(会議資料、昼食、レセプション含む)
5. 登 録 方 法： APEC中小企業サミットのホームページから申し込み
(URL: www.apec-smesummit2010.com/ja)

■APEC(アジア太平洋経済協力: Asia-Pacific Economic Cooperation)

参加国・地域: オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、米国、ベトナム

2015年に高所得国入りを目指す（マレーシア）

▼年間5.8%の成長を目指す経済開発計画



行政都市プトラジャヤ

マレーシアの2009年度の実質GDP成長率は、アジア通貨危機の打撃を受けた1998年以来、11年ぶりのマイナス成長（マイナス1.7%）となった。しかし、第4四半期からプラス成長に転じ、10年第1四半期は二桁成長を記録（10.1%）、通年で6.0%成長が見込まれている。

09年4月に就任したナジブ首相は、サービス分野におけるブミプトラ資本規制を撤廃し、市場開放を推進、さらに、本年6月10日、2011～15年の中期経済開発計画となる「第10次マレーシア計画」を発表した。マレーシアの高所得国入りを目指して、GDP成長率の年間目標値を5.8%に設定、15年までに1人当たりのGDPを1万2,140ドルまで引き上げたいとしている。

▼経済成長を索引する重点産業113分野を発表

同計画では、経済成長を牽引する重点産業11分野と重点1地域を選定した「国家主要経済分野（通称：NKEAs）」が発表された。石油・ガス、パーム油・関連製品、金融、卸・小売、観光、情報通信技術、教育サービス、電気・電子、ビジネスサービス、民間医療、農業を重点産業分野に指定するとともに、首都クアラルンプール地域を、経済成長の中心センターとして位置付けた。

具体的には、クアラルンプールに、国際金融地

域を創設するほか、製造業の生産量の約3割近くを占める電気・電子産業を、高付加価値分野にシフトさせ、修士・博士などの高度人材育成や、研究開発の促進などを計画に盛り込んでいる。

また、民間医療分野では、近年世界的にも注目を集めているメディカルツーリズムの振興を図っている。メディカルツーリズムは、年率10.0%以上の規模で成長しており、既にその訪問者数は、100万人を超え、8億リングの医療収入がある。09年12月に設立された「マレーシア・ヘルスケア・トラベルカウンシル（MHTC）」が医療観光促進プロジェクトを担当する。



医療観光産業が年率10.0%強の成長

▼投資環境の維持で日本からの投資増を狙う

アジアにおける多民族国家およびイスラム国家としての成功例であるマレーシアは、政治が安定しており、設備投資に関する税務優遇制度等が充実している。09年の外国直接投資では、太陽電池関係の大型投資案件により日本が第1位になったが、最近の日系製造業（特に電気・電子）のトレンドは、既存進出企業の追加投資が中心である。

外資規制の緩和、税務優遇制度等、日本からの投資を増やしていくためにも、この良好な投資環境をいかに維持していくのかが、ポイントになりそうだ。

（マレーシア日本人商工会議所 事務局長 北岡 創）

タイムオフ制度の導入で労働組合活動抑制へ（韓国）



2010年8月に復元・公開された景福宮の正門「光化門」

先ごろ韓国統計庁が発表した7月度の鉱工業生産によれば、前年同月比15.5%増で13カ月連続の増加を示すなど、韓国経済は依然好調といえる。

▼激しい労働争議がイメージ

ソウルジャパンクラブ（SJC）では、進出企業の円滑な事業活動をサポートするため、例年、知識経済部（日本の経済産業省にあたる）をはじめとする韓国政府関係機関に対し「事業環境の改善に向けたSJC建議事項」を提出しているが、韓国といえば他国に比べて「強い労働組合」「激しい労働争議」というイメージが定着しているとおり、労使関連で長年の継続課題が多い。

そうした中で、本年、動きのあったものをひとつ紹介したい。本年7月1日より導入された、労働組合専従者への給与支払いの上限時間を定める「勤労時間免除限度（タイムオフ制度）」である。

▼規模別上限時間の設定で労使合意へ

労働組合専従者への給与支払いは、日本では“*No Work, No Pay*”の原則のもと、不当労働行為として禁止されている。韓国においても組合で負担することが前提になっているが、長年にわたり使用者（企業）が全面的に負担する慣行が続いてきた。

そもそも、労働組合専従者の給与支援の禁止は、1997年のアジア通貨危機時、IMFの勧告を受けて改正された労働組合法で導入されている。しかし、有力な労働組合全国組織等の抵抗によって、再三に渡りその施行が延期されてきた。

こうした中、昨年12月、政労使（政府・労働者・使用者）による協議が行われ、給与支払いを全面的に禁止するのではなく、雇用労働部長官（日本の厚生労働大臣にあたる）が定める時間の範囲内で給与の支払いを認める「勤労時間免除限度」を導入することで、労使合意がなされた。

合意の背景には、リーマン・ショックによる不況期にもワーク・シェアなどによって使用者側が雇用を維持したことで、使用者側に対する労働者側の信用が醸成されたことも一因であると考えられる。

▼7割の事業場で制度を導入

勤労が免除される時間の上限は、事業場等の組合員数に応じて設定されており、大規模なところほど大きな枠が認められているものの、多くの労働組合では、給与支払いの対象となる労働組合専従者の数を大幅に縮小せざるを得なくなるため、労働組合の活動の抑制につながる。

このため、政労使の合意の後も、政労使協議に参加していなかった主要な労働組合全国組織である民主労働組合総連盟（民主労総）等を中心に反対運動があり、実質的な施行が危ぶまれた。しかし、雇用労働部が100人以上の事業場を対象に行った調査によると、8月27日現在、70.3%の事業場で適用についての団体協約を締結または暫定合意に達しており、制度の導入は比較的スムーズに進んでいると思われる。

使用者による労働組合専従者への給与支払いは、労働組合が活動原資の一部を使用者に依存することとなり、労働組合の独立性を損なうものでもある。タイムオフ制度の導入は、健全な労使関係の第一歩とも言えよう。今後、専従者給与の全面的な支払い禁止へつながるさらなる制度変更に向かうのか、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

（ソウルジャパンクラブ 常務理事 大島 昌彦）